

此会社の経営者たる重役の身分に近づくに会社は今も近  
専ら労資の協調を本旨とし騰居自重し来りたるは最早  
や放任する能はざるも此の全社員を解雇し之場を閉  
鎖すること決した但し新規定に服従し温順に作業し  
従事する希望者に對しは詮衡の上再び採用すると申  
渡するに代表は専ら専ら申し出たるを交渉の餘地を  
く辟きたる

二十日 解雇通知の甲意を承し午後十一時迄に全部  
の現金送を納る 書留郵便にて声の書々解雇通知  
知書を送り納りたるを解雇通知と送る  
職名一人名が会社に生徒納りたるは解雇通知を  
解雇通知書

幸々此来りては貴君の行状は別座協調して是も  
継続する能はざるものと認む茲に工務を一停するの余  
儀無きん所なり新工務規則により故より採用希望  
の諸君は申込に依り詮衡の上採用する事あるべし採  
用の方には退職給與金を支給せらる但し勤続年  
数は従来の上より二週計算す

職之例は

- 蘆久喜 志仲社 稲草方 嚴清寺 森久保ニク
- 組合才一支中 同才ニ支中 同才ニ支中 同才ニ支中 同才ニ支中
- 乙本 組合を同じ分る
- 廿二日

午後二時 職之代表 同田幸松 徳永 直石倉 松村外